

平成29年 第6回 安芸太田町議会定例会会議録

平成29年9月1日

招集年月日	平成29年9月1日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	平成29年9月1日 午前11時15分			議長	富永 豊
	閉会	平成29年9月 日 午前 時 分			議長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 出席 欠席 × 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	大江 厚子		7	佐々木 道則	
	2	田島 清		8	角田 伸一	
	3	平岡 昭洋		9	中本 正廣	
	4	矢立 孝彦		10	吉見 茂	
	5	末田 健治		11	佐々木美知夫	
	6	津田 宏		12	富永 豊	
会議録署名議員	7番	佐々木道則		8番	角田伸一	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	上田 隆		書記	齋藤和典	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	小坂 眞治		教 育 長	二見 吉康	
	副 町 長	小島 俊二		学校教育課長	長尾 航治	
	総務課長	栗栖 一正		生涯学習課長	栗栖 浩司	
	総務課主幹	河越 慶介				
	会計管理者 (会計課長)	倉田美保子		保健医療福祉統括センター事務局長	栗栖 修司	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	齋藤 邦夫		福祉事務所長兼福祉課長	伊賀 真一	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		健康づくり課長	伊藤 真由美	
	地域づくり課長	小笠原 敏子				
	企画課長	二見 重幸		安芸太田病院事務長	菅田 裕二	
	企画課主幹	武藤 克巳				
	建設課長	田中 啓二				
	産業振興課長	瀬川 善博				
	商工観光課長	児玉 斉				
	税務課長	片山 豊和				
	住民生活課長	上手 佳也				
児童育成課長	園田 哲也					
衛生対策室長	田中 博敏					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

平成 29 年 9 月 1 日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	人権擁護委員候補者の推薦に対する意見について
報告第 3 号	健全化判断比率の報告について
報告第 4 号	資金不足比率の報告について
同意第 2 号	農業委員会委員の任命について
同意第 3 号	農業委員会委員の任命について
同意第 4 号	農業委員会委員の任命について
同意第 5 号	農業委員会委員の任命について
同意第 6 号	農業委員会委員の任命について
同意第 7 号	農業委員会委員の任命について
同意第 8 号	農業委員会委員の任命について
同意第 9 号	農業委員会委員の任命について
同意第 10 号	農業委員会委員の任命について
同意第 11 号	農業委員会委員の任命について
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（交通事故関係）
議案第 62 号	安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について
議案第 63 号	工事請負契約の変更について （町道船場来見線船場隧道補修工事）
議案第 64 号	財産の無償譲渡について（旧松原小学校小板分校校舎）
議案第 65 号	安芸太田町民スポーツ広場条例の一部改正について
議案第 66 号	平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 67 号	平成 29 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）

議案第 68 号	平成 29 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 69 号	平成 29 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 70 号	平成 29 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）
認定第 1 号	平成 28 年度歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 28 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
認定第 3 号	平成 28 年度山県郡西部衛生組合歳入歳出決算の認定について

平成29年第6回 安芸太田町議会定例会
議 事 日 程 (第1号)

平成29年9月1日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		行政報告
第3		会議録署名議員の指名
第4		会期の決定
第5		人権擁護委員候補者の推薦に対する意見について
第6	報告第3号	健全化判断比率の報告について
第7	報告第4号	資金不足比率の報告について
第8	同意第2号	農業委員会委員の任命について
第9	同意第3号	農業委員会委員の任命について
第10	同意第4号	農業委員会委員の任命について
第11	同意第5号	農業委員会委員の任命について
第12	同意第6号	農業委員会委員の任命について
第13	同意第7号	農業委員会委員の任命について
第14	同意第8号	農業委員会委員の任命について
第15	同意第9号	農業委員会委員の任命について
第16	同意第10号	農業委員会委員の任命について
第17	同意第11号	農業委員会委員の任命について
第18	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(交通事故関係)
第19	議案第62号	安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について
第20	議案第63号	工事請負契約の変更について (町道船場来見線船場隧道補修工事)
第21	議案第64号	財産の無償譲渡について(旧松原小学校小坂分校校舎)
第22	議案第65号	安芸太田町民スポーツ広場条例の一部改正について

第 23	議案第 66 号	平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）
第 24	議案第 67 号	平成 29 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 25	議案第 68 号	平成 29 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 26	議案第 69 号	平成 29 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 27	議案第 70 号	平成 29 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）
第 28	認定第 1 号	平成 28 年度歳入歳出決算の認定について
第 29	認定第 2 号	平成 28 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
第 30	認定第 3 号	平成 28 年度山県郡西部衛生組合歳入歳出決算の認定について

平成 29 年第 6 回定例会
(平成 29 年 9 月 1 日)
(開会 午前 11 時 15 分)

富永豊議長

出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、これから平成 29 年第 6 回安芸太田町議会定例会を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第 1 . 諸般の報告

富永豊議長

日程第 1、諸般の報告をいたします。

町長から、今期定例会に提出の議案がお手元に配付のとおり送付されています。地方自治法第 121 条の規定により、今期定例会の説明のため出席を要求したものは、町長、教育長、病院管理者、代表監査委員です。なお同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任又は囑託したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から平成 29 年 7 月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。6 月の定例会以降、本日まで受け付けた陳情等はお手元に配付した写しのとおりであり、所管の常任委員会に付託します。去る 8 月 17 日に広島市で開催された広島県町議会議長会主催等の研修会に議員派遣をしました。その結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 . 行政報告

富永豊議長

日程第 2、行政報告。町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許可します。はい、町長。

小坂眞治町長

6 月の定例議会以降の、行政の取組みにつきましてご報告を申し上げます。

1 職員の不祥事案件への対応について

職員の不祥事案件に係る広島県への補助金の返還については、6 月定例議会において補正予算の議決を受け、6 月 27 日に補助金返還金「802,954 円」及び「加算金 99,089 円」の支払いを終了しました。また、6 月定例議会初日に「適正な行政事務調査特別委員会」へ付託され継続審議となっていました、給料減額のための「町長及び副町長の給与の特例に関する条例」の議案について、当該条例内容の変更等が必要となったため、議会へ議案の撤回を申し出て行い承認をされました。今後、当該減額条例については、議会特別委員会に不祥事再発防止の取組み状況等を報告する中で、9 月定例議会への追加提案を検討しております。不祥事再発防止の取組みについては、町が策定いたしました「安芸太田町不祥事再発防止に関する実施計画」の重点項目である、職員の意識改革、また法令等に準拠した適正な事務処理、また風通しの良い職場風土、また管理監督者の責任の明確化の 4 項目を中心に、取組みを進めており、各再発防止策の進捗管理については、庁内へ設置しました「安芸太田町不祥事再発防止対策会議」を定期的開催し、町全体の取組み状況について、進行管理を行っています。住民の皆様への説明につきましては、7 月、8 月に開催をしました地域懇談会において、不祥事案件の詳細報告を行うとともに、不祥事再発防止策について説明を行いました。今後、報告

書及び再発防止計画を町ホームページで公表するとともに、本庁、各支所へも配布し住民の皆様へ説明を徹底していきます。また、議会の「適正な行政事務調査特別委員会」へ町損害額の方向性を説明するとともに、再発防止策の進捗状況について、定期的に報告し、ご意見をいただきたいと考えております。改めて、二度と不祥事を発生させない職場環境づくりに全職員で取り組み、住民の皆様への信頼回復に努めてまいります。

2 ふるさと納税の推進について

今年度のふるさと納税の状況は、7月末現在で773件、837万5千円となっており、1件当たりの寄附金額は前年度平均が13,137円でしたが、本年度は10,834円に減少傾向となっております。昨年度までは、前年対比大幅に増加しておりましたが、本年4月の総務省通知による全国的なお礼品還元率の見直しにより、全国の先進自治体でもふるさと納税が減少傾向となっている状況です。当町におきましては、お礼品の見直しはありませんでしたが、年末に向けた動きを注視する必要があります。お礼品につきましては、町内企業や加工生産者等へ呼びかけをし、寄附者の選択肢を増やす、また地域産品の掘り起こし、複数の商品を、複数の産品をセットにするなど、安芸太田町の特産や自然をアピールして、寄附者の増加を目指していきます。また、ふるさと納税を活用した事業のPRを徹底することにより、寄附者の共感を呼ぶ取り組みを推進し、今年度の目標達成へ向けて全力を尽くしていきます。前年度及び本年度のふるさと納税の状況は、次のとおりでございます。

3 平和行政事業につきまして

6月上旬に、内閣総理大臣宛に「国連核兵器禁止条約交渉会議」への日本国政府の参加要請書を安芸太田町町長名で提出をいたしました。これは、県内被爆団体からの要請があったものでございますが、平成17年4月に非核平和宣言を行っている本町といたしましても、核兵器廃絶をめざした世界恒久平和を求めるこれらの動きに賛同し、要請書を提出したものでございます。また、核兵器を禁止し廃絶する条約の締結をすべての国に求める「ヒバクシャ国際署名」に町長として署名をし、原水爆禁止日本会議へ提出をいたしました。米軍機の低空飛行訓練による騒音被害につきまして、関係する近隣4市町（廿日市市、三次市、安芸太田町、北広島町）で現状等を報告し合う協議を行いました。その後、各市町のホームページにおきまして、4市町の情報を共有できるリンクを貼り、4市町の騒音状況についての確認ができるようにしました。また、岩国基地への空母艦載機移駐に伴い当地域での飛行訓練の増加が懸念されることから、住民の代表として、住民の安心と安全を確保するため、4市町合同で要請書を作成し、7月27日、廿日市市長が代表して外務大臣及び防衛大臣と面談し、現状の報告とともに次の要請を行いました。要請の内容は示している通りでございます。

4 戦没者追悼・平和祈念式典について

8月15日に戸河内ふれあいセンターで、安芸太田町戦没者追悼・平和祈念式典を開催しました。当日は、安芸太田町遺族の会、原爆被害者の会等を中心に188の方が参加され、戦争犠牲者の追悼と世界の恒久平和を祈りました。式典の参列者は、雨のためか例年より若干少なめでした。参列者の高齢化が顕著であり、開催日の検討、一般参列者の参加を促すための検討が必要と考えています。また、夏休みの中のため参加が難しいと思われませんが、各小中学校からの児童・生徒の参列についても呼びかけ、写真展や被爆者の方による被爆体験講演など、未来を担う子供たちが式典参列の動機付けとなる新たな取り組みが必要と考えています。

5 臨時福祉給付金につきまして

この春から全国で実施されている「臨時福祉給付金」について、平成 28 年度臨時福祉給付金給付対象者へ 1 人 1 回に限り 15,000 円給付することとなっております。本町におきましては、平成 29 年 3 月 15 日から 6 か月間の受付期間を設定し、給付対象者へ通知書及び申請書を発送しました。また、未申請者への申請推奨のため、平成 29 年 6 月 30 日付で案内及び申請書の再発行を送付しました。平成 29 年 9 月 15 日を受付終了日としておるところでございます。詳細につきましては次表のとおりでございます。

6 山県防犯少年野球・ソフトボール大会について

恒例の山県防犯少年野球・ソフトボール大会が 8 月 25 日、豊平総合運動公園どんぐりスタジアムで開催されました。参加チームは、郡内の少年野球の部 2 チーム、ソフトボールの部 3 チーム、総勢 62 人が参加し、日ごろの練習の成果を発揮しました。ソフトボールの部では、安芸太田ソフトボールクラブが優勝し、8 連覇を達成しました。今後も大会を通じて、少年のスポーツ参加を促進し、健全育成につなげていきます。また、11 月には本町で山県防犯少年剣道大会の開催が予定されています。

7 加計支所における夜間宿直業務の廃止について

6 月 1 日から、これまで加計支所で行っておりました夕方 17 時 15 分から翌朝 8 時半までの宿直業務を廃止しました。これにより、業務時間外に加計支所に向けられた電話については、4 回コール目から本庁に自動転送され、その際「加計支所が不在のため、本庁に転送します。」との案内を入れています。夜間に緊急対応が必要な場合は、本庁警備職員等から支所担当者へ連絡をします。なお、大雨・災害等の緊急時には、これまでと同様に職員が登庁して対応してまいります。

8 安芸太田町ふるさとづくりフォーラムにつきまして

7 月 11 日川・森・文化・交流センターで、地域資源を生かしたまちづくりを考える「安芸太田町ふるさとづくりフォーラム」を開催しました。当日は、町内外から 100 人を超える方に参加をいただき、内閣官房のふるさと実践活動チーム委員を務める 3 人のアドバイザーと、住民代表 5 人がパネルディスカッションを行い、ふるさとづくりを考える有意義なフォーラムとなりました。

9 第二次長期総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）施策評価について

安芸太田町第二次長期総合計画における平成 28 年度に実施した事業の施策評価を実施しました。内部評価にあたっては、各課から主任、主査、課長補佐の若手職員 18 人で、施策検討ワーキングチームを編成し、各課の自己評価資料をもとに各施策の進捗状況、事業実施における課題等について評価を行い、その評価結果を各課で再検討する内部評価を行いました。この内部評価内容につきまして、去る 8 月 1 日に「まち・ひと・しごと総合戦略推進会議」で説明を行い、各委員から内部評価に関するご意見をいただきました。内部評価結果をもとに推進会議での意見を、今後の後半及び来年度以降の施策展開に反映していきます。

10 安芸太田町地域公共交通会議について

8 月 10 日に安芸太田町地域公共交通会議を開催し、平成 28 年度の交通行政施策の状況報告を行うとともに、市町村福祉輸送事業、町内バス加計高速線の乗継待機等の運行ダイヤの改正について協議を行いました。協議が整いました運行ダイヤにつきましては、10 月 1 日から実施することとしています。また、8 月 20 日には、寺領地区において公共交通を考える会を開催し、あなたく、町内バスの利用者の皆さんから利用状況や課題等をうかがいました。いただいたご意見を今後の交通施策に反映してま

います。

11 地域懇談会の開催について

本年度の地域懇談会を7月24日から8月4日まで町内4会場で開催しました。今年の懇談会は、冒頭、職員不祥事に係るお詫びと、経過報告・再発防止策に関する説明を行い、次に各自治振興会から事前に提出された懇談テーマに基づき質疑応答を行いました。その後、まちづくりに関する自由なご意見、ご要望、ご提言を求め、参加者の皆様との意見交換を行いました。この地域懇談会の開催結果は、各会場の会議録を該当地域の各自治振興会長に配布するとともに、町ホームページにも掲載することとしています。地域懇談会でも懇談会のあり方についてご意見がありました。参加者の固定化や参加人数の横ばい、内容も要望事項の伝達とその回答や説明等だけに終わることが多い傾向にあります。地域・町双方からの問題提起・振興策の提言など、参加者同士の意見交換等を主体とした協働のまちづくりを進めるため、懇談会のあり方や内容そのものを改めていく必要があり、自治振興会連絡協議会役員会等で協議をしていきます。開催の結果は次の表のとおりでございます。

12 平成29年度各町税の賦課状況について

平成29年度の町税について、固定資産税と軽自動車税は5月に、個人住民税は6月にかけて当初賦課を実施し、納税通知書や全期納付書を発送しました。法人決算や毎月の申告に基づく法人税・たばこ税は、概ね前年並みで推移していますが、入湯税は日帰り客を非課税としたため、当初予算比・前年同月比ともに下回っております。平成28年度決算によって確定した滞納繰越分は、収入済額が2割弱となり、納税相談や催告などを発送していますが、新たな滞納者には積極的な取り組み滞納期間の長期化や高額滞納者の抑制に努めていきます。それぞれの内容は表に示しております。

13 ふるさと納税を活用した子育て支援事業について

ふるさと納税を財源とする「ふるさと未来・夢基金」を活用した子育て支援事業といたしまして、保育所・こども園、児童センターの施設修繕、保育等に必要な備品購入を行っております。6月には就学前教育・保育の連携をより機能的に行う目的で、「加計認定こども園あさひ」に公用車を購入いたしました。今後は、主に保育所・こども園の交流保育や子育て支援事業、町内就学前施設の連携に活用し子育て支援のさらなる充実を図ります。

14 九州北部地方大雨災害義援金につきました

7月5日からの九州北部地方における断続的な大雨により、福岡県、大分県を中心に大きな被害が発生しました。町では、被災された方々を支援するため、7月19日から8月25日までの間、役場本庁、各支所、出張所に募金箱を設置したところ、58,253円の義援金をお寄せいただきました。皆様からお寄せいただいたこの義援金は、町社会福祉協議会・日本赤十字社を通じて被災地に送りました。

15 新規就農者支援事業の状況について

広島市と連携した「ひろしま活力農業新規就農者研修制度」を活用し、平成26年度を始めとして3人の新規就農者が安野・修道の両地区において、ビニールハウス面積106aに41棟を整備し、ハウレンソウ・コマツナを主体とした葉物野菜を生産されており、生産量、販売額も順調に増加しています。今後も、広島市、JA広島市等の研修制度を活用し、毎年度1人の新規就農者を確保する予定で、意欲ある農業者を育成・確保し、遊休農地の有効利用、地域雇用の創出と定住施策を推進していきます。

16 安芸太田町版アダプト制度について

平成 29 年度から創設しました安芸太田町版アダプト制度については、4 月以降自治振興会連絡協議会での説明や町広報による周知を行ってきました。その結果、7 月末現在で町内 8 団体からの申込があり、町と協定を結んで地域の町道・河川の美化活動に取り組んでいただいております。また、これまでも行われてきた広島県のアダプト制度についても、今年度新たに 5 団体が県と協定を結んで国道・河川の美化活動に取り組んでいただいております。今後も、地域と行政が協働して取り組むアダプト制度の活用を通じて、環境の維持や美化促進に努めてまいります。

17 ヘルスツーリズム事業につきました

人情田舎体験事業（教育旅行）の 6 月以降の実績は、次のとおりでございます。また、森林セラピー事業につきましたは、6 月 1 日から 8 月 17 日までの間で新たに 270 人の参加を受けております。4 月以降の体験者の累計は 457 人で、前年に比べ 77 人の減となっております。

18 がんばるビジネス応援補助金事業につきました

がんばるビジネス応援補助金については、8 月 1 日現在、起業化促進事業の申請が 2 件あり、補助金額 323 万 9 千円を交付決定しました。なお、これ以外にも、現在新分野進出事業 2 件、事業承継事業 2 件の 4 件の相談を受けており、今後も申請がある見込みとしております。

19 プレミアム付き商品券発行事業について

経済対策の一環として、安芸太田町ハートフル協同組合で実施する、プレミアム付き商品券発行事業について、1 割のプレミアムを付け、総額 3,740 万円分を 7 月 11 日から販売開始し、発売日の翌日 7 月 12 日には完売となりました。この事業の実施が町内の消費を喚起し、商店街の活性化に繋がっています。

20 イベント開催状況について

6 月 3 日、第 38 回中国地方選抜神楽競演大会、6 月 3・4 日は春の吉水園一般公開、6 月 4 日には井仁棚田体験会、7 月 3 日から 9 日は三段峡ホテル Week、7 月 15 日には納涼加計まつり、7 月 29 日は深山峡滝と風のまつり、7 月 30 日にはつつが龍頭峡まつり、8 月 5 日は再再来祭ふれあい戸河内まつりと、町内各地で各イベントが盛大に開催をされました。商工観光課で事務局を担ったふれあい戸河内まつりは、今年も多くのご支援をいただき、当日は大変暑い日となりましたが、南一誠さんのステージ、屋台舟の競演、恒例の花火大会などを催し、多くの方にご来場いただき会場は大いに賑わいました。また、8 月 26 日は、広島東洋カープの本拠地「マツダスタジアム」で行われた対中日戦に、「わがまち魅力発信隊」として参加し安芸太田町の PR を行いました。このイベントは、町と観光協会が合同で参加し、1,000 部の町パンフレットを配布するとともに、特産の「つけもの焼きそば、鮎の一夜干し、祇園坊ジェラート」を販売しました。試合開始早々に完売となりました。併せて、現在広島商工会議所主催で行われている「広島 J C ゆるキャラ総選挙」にエントリーをしております「もりみん」の投票依頼イベントを行い、来場者 840 人の方に「もりみん」に投票していただき、当日、暫定 1 位となりました。その後も、「もりみん」は獲得票を伸ばしており、9 月 10 日の締め切りまで 1 位を目指していきます。当日は、イベントに併せて「広島東洋カープ」の松田オナを表敬訪問し、町の活性化のため、広島カープと町の共同事業等の提案を行いました。来年度に向けて事業の具体化を進めていきたいと考えております。

21 ポックルくろだおクリーンセンター等について

山県郡西部衛生組合解散後の事業承継は、安芸太田町が承継し、事業費については、解散に係る協議書により安芸太田町と北広島町で負担することとしています。事務承継事業によりポックルくろだおで管理している旧ごみ焼却施設内の建屋内部のプラント設備解体撤去工事、煙突の解体撤去工事及び旧し尿処理施設の解体工事を行うために必要な発注仕様書などを作成することを目的として「クリーンセンターほか施設解体工事事前調査及び設計業務」を廃棄物コンサルタント会社との間で8月に契約締結をしました。本年度中に調査、設計して計画策定を行うこととしています。主な内容は、ごみ焼却施設では、煙突を含む施設内の焼却処理に係る機械設備の撤去を行う計画です。また、ダイオキシン類等の汚染状況調査が必要となり、設備等の試料採取、試料分析等を行い、また、汚水などの重金属調査、建屋等のアスベスト調査などを実施します。し尿処理施設は、建物解体、機械設備等の撤去を行う計画で調査設計などをするものです。今後、調査結果をもとに撤去及び解体工事計画書、発注仕様書等を作成し、実施方針や工事範囲を整理して工事計画を策定することとしています。

22 認知症に関する映画上映会について

8月27日、川・森・文化・交流センターで、本年度実施する認知症総合支援事業の一つとして、認知症に関する映画上映会を開催しました。当日は、認知症で徘徊する母と、それを見守る娘、ご近所との日々の生活を写したドキュメンタリー映画「徘徊 - ママリン 87歳の夏 -」を上映し、来場された120人の方々とともに、認知症に対する関心度、理解度を高め、より自分のこととして捉えるきっかけにもなりました。

23 学校教育活動につきまして

学校教育活動の推進については、4月に全国学力・学習状況調査、6月に広島県基礎基本定着状況調査を実施し、いずれも8月末に結果が公表されました。各小中学校において、この結果をもとに課題を分析し、授業改善など学力向上に向け、引き続き取り組んでまいります。コミュニティ・スクールの推進について、5月1日に新たに安芸太田中学校に学校運営協議会を設置しました。加計小学校に続いて町内で2校目となります。両校ともに第1回の学校運営協議会を開き、今年度の学校運営の方針を説明し承認を受けました。今年度あと2回ずつ開催する予定で、学校運営についての協議及び学校評価等を行っていただくこととしています。キャリア教育の推進については、町商工会の協力を得て、中学2年生が8月21日から5日間にわたり、町内各事業所において職場体験学習を実施しました。将来の就労を見据えた実践活動を通して、自己のキャリア形成を見通し主体的に学んでいくことを期待しています。

24 学校施設等について

加計中学校では、長年要望のあった普通教室の空調設置を行いました。町内でも特に高温多湿であるこの地域において、今回の工事により快適な学習環境が確保され、生徒の学習意欲に大きく寄与するものだと考えています。同様に上殿小学校には、簡易式ではありますが、ウィンドクーラーを設置いたしました。これにより、町内の学校施設におき、空調設置率は100%となりました。夏休みの休業期間を利用し、加計小学校においては、一輪車置場の整備を行い、体育館への動線確保や降雨時対策を、安芸太田中学校におきましては、多目的室をランチルームとして現在使用していることから、生徒の衛生面を考慮し、手洗い箇所を設ける工事等を行いました。

25 第55回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会の開催について

7月28日から31日まで、つつがライフル射撃場におきまして、第55回全国高等学

校ライフル射撃競技選手権大会が開催されました。本大会は、公益財団法人日本ライフル射撃協会と全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会安芸太田町実行委員会の主催によるものでございます。全国から 131 校、584 名の選手が高校生ライフル射撃競技の聖地とも言われるつつがライフル射撃場に集い、団体男女 4 種目、個人男女 4 種目に渡り本年度の高校チャンピオンの座を競いました。地元加計高校ライフル射撃部からも参加しましたが、残念ながら上位入賞は叶いませんでした。しかし、開催準備から片付けまでボランティアとして熱心に大会運営に協力し、さわやかな雰囲気を与えてくれました。来年度の第 56 回大会も当地で開催される計画で、町内で開催される数少ない全国大会でもあり、派手さはありませんが着実に育てていく予定でございます。また、この大会の参加者から東京オリンピックの代表選手も生まれるかもしれないと期待されているところでございます。

以上、行政報告といたします。

富永豊議長

以上で町長の行政報告を終わります。

日程第 3 . 会議録署名議員の指名

富永豊議長

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、7 番佐々木道則議員及び 8 番角田伸一議員を指名します。

日程第 4 . 会期の決定について

日程第 4、会期の決定について議題といたします。お諮りします。今期定例会の会期は本日 9 月 1 日から 9 月 15 日までの 15 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って会期は 15 日間に決定しました。

日程第 5 . 人権擁護委員候補者の推薦に対する意見について

富永豊議長

日程第 5、人権擁護委員候補者の推薦に対する意見について議題とします。町長から平成 29 年 8 月 21 日付で人権擁護委員候補者としての別紙写しのとおり二人の方を法務大臣に推薦することに対し、意見を求められています。お諮りします。町長が人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦しようとする二人の方については、適任であるとするにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って町長から意見を求められた二人の方は、人権擁護委員候補者として適任であるとするに決定しました。

日程第 6 . 報告第 3 号

日程第 7 . 報告第 4 号

富永豊議長

日程第 6、報告第 3 号健全化判断比率の報告について及び日程第 7、報告第 4 号資金不足比率の報告についての 2 件を一括議題とします。町長からの報告を求めます。はい、町長。

小坂眞治町長

報告第 3 号健全化比率の報告につきまして、この報告につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により平成 28 年度の決算に基づき本町の健全化比率について監査委員の意見を付して報告するものでございます。また報告第 4 号資金不足比率の報告につきまして、この報告につきましても、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により平成 28 年度の決算に基づき、本町の資金不足比率について監査委員の意見を付しまして報告するものでございます。

富永豊議長

以上で報告第 3 号及び報告第 4 号を終わります。日程第 8、はい、主幹。

河越慶介総務課主幹

はい、詳細につきまして説明させていただきます。資料をですねお配りしておりますこちらの資料を基に説明をさせていただきます。あわせて議案の方も報告書の方も見ていただければと思いますけれども、平成 28 年度決算に基づきます健全化判断比率報告書としまして、本町におきましては、実質赤字及び連結実質赤字がなかったということから、該当なしということで、横線の方入れております。実質公債比率につきましては 9.3 パーセント、将来負担比率は 75.0 パーセントでございます。えーと、ではこちらの資料の方ですね詳細の方説明させていただきますので、1 ページの方お願いいたします。健全化判断比率の。はい、すみません。健全化判断比率の 4 指標につきまして実質赤字比率と実質連結赤字比率は今しがた申しました通り発生しておりません。実質公債比率は 9.3 パーセント、将来負担比率は 75.0 パーセントでございます。その下にあります、括弧書きにつきまして、その各指標につきまして再生計画の作成等を要する基準でございますので参考にさせていただきたいと思っております。4 指標の意味につきましては、下の表の中にですね、説明入れておりますので、ご一読いただければと思います。次に 2 ページをお願いいたします。まず実質赤字比率、これは一般会計のですね、実質収支額でございますけれども、平成 28 年度の決算におきましては、その表にありますように歳入歳出の差引額が 3 億 8,015 万 9 千円、C の欄でございますけれども、翌年度へ繰り越すべき財源が 9,989 万 6 千円ありますので実質収支としまして 2 億 8,026 万 3 千円ということございまして、実質赤字は発生しておりません。このため、一番下の欄はご覧のとおり、横線が引いてございます。なお、この実質収支額は標準財政規模で除したものがマイナスになった場合、こちらの方に数字が上がってくるものでございます。で、なお標準財政規模の下の欄、臨時財政対策債発行額も含んでおります。臨時財政対策債というのは後年度 100 パーセント交付税措置がされるという財源でございます。次に 3 ページが連結実質赤字比率でございます。要はあの一般会計だけでなくですね、病院事業及び特別会計すべてを含めた実質赤字について数字を出したものでございます。一般会計につきましては先ほど説明申しましたように 2 億 8,026 万 3 千円の黒字、各特別会計につきましても、資料にありますように、それぞれ黒字を計上しておりますので、総合的な赤字額は無いということで最下段の欄は、横線の方入れております。続いて 4 ページ、実質公債費比率でございます。要は安芸太田町の会計にどれだけの借金が実質的な公債費があるのかという数字をあげさせてもらっております。で、アからオが公債費の金額を載せております。平成 26 年 27 年 28 年にわたりますこの 3 か年におきます実質公債費比率の平均は 9.3 パーセント。で、昨年度のですね比率が 10.8 パーセントでございましたので、負担比率は改善しているといった状況でございます。ただ平成 28 年度も 14 億円の借入等をしておりますので、借入れの償還が始まりますとですね、こういった実質公債比率も上がってくるということが想定されております

す。計画的な財政運営を行うためにはですね、今後も投資事業の規模に注意を払って起債の増加についてコントロールをしていく必要があるというふうに考えております。で、実質公債費比率なんですけれども、指標数値が 18 パーセントを超えた場合、起債の許可に制限がかかるようになっております。事前に起債の計画を求められるということですね、事務負担も増えますのでこの 18 パーセントの基準内に収まるよう今後もコントロールしてまいりたいというふうに考えております。続いての 5 ページが、将来負担比率でございます。アからスまでのですね区分にそれぞれ金額が上がっておりますけれども、これは将来的に負担が必要と想定される行政経費を各項目にあげているものでございます。アが地方債の現在高、ウが特別会計への繰出金等々でございます、オが現在在籍してます職員がですね、仮に退職したというふうに想定した場合の退職金の総額を表しております。このアからですねクを足したのからですね、ケ、コ、サ、基金でありますとか要は将来負担をはらうためにですね、財源となるものでございまして、これを足したもので 75 パーセント。これは前年がですね、81.5 パーセントでございますので、将来負担比率につきましても改善をしておるといった状況でございます。で要因でございますけれども、一般会計のですね地方債の現在高が多少増えてはおりますけれども、公営企業債の返済が進んでいることやあと、退職手当負担見込額が若干減少したこと、また充当可能となります基金の残高や基準財政需要額の参入額が増えたことなどの複合要因によって指数が改善したというふうに分析しておるところでございます。次の 6 ページ以降からですね報告 4 号資金不足比率の報告の関係になります。これは公営企業に対します資金不足比率の状況でございますけれども、6 ページがですね総括表となっております、報告書の別紙とですね、同様の体裁としております。で 28 年度決算におきましては、御覧の通り病院事業会計も含めましてですね各企業会計の特別会計に資金不足は発生しておりません。7 ページが法適用企業でございます。病院事業の状況でございますけれども、28 年度の決算で見ますと流動負債が 2 億 7,836 万 1 千円、流動資産が 9 億 5,804 万 8 千円となっております。で、要は短期的に返済を要する負債が 2 億 7,800 万円余り、あと現金を含めたすぐにキャッシュで払える手持ちの現金が 9 億 6 千万余りで、資金としまして診療所も含めましてですね 8 億 5,900 万円程度の余裕があるということでございます。という事で、現在資金不足比率は発生しておりません。最終ページ 8 ページでございますが、法適用しておりません簡易水道、農業集落排水、特環等々のですね、下水道会計によるものですが、先ほどのですね、一般会計と同様に黒字額がそのまま資金の残となっております会計でございますので、いずれの会計につきましても、資金不足は発生していない状況でございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

富永豊議長

失礼しました。以上で報告第 3 号及び報告第 4 号を終わります。

日程第 8 . 同意第 2 号

日程第 9 . 同意第 3 号

日程第 10 . 同意第 4 号

日程第 11 . 同意第 5 号

日程第 12 . 同意第 6 号

日程第 13 . 同意第 7 号

日程第 14 . 同意第 8 号

日程第 15 . 同意第 9 号

日程第 16 . 同意第 10 号

日程第 17 . 同意第 11 号

日程第 18 . 承認第 3 号

日程第 19 . 議案第 62 号

日程第 20 . 議案第 63 号
日程第 21 . 議案第 64 号
日程第 22 . 議案第 65 号
日程第 23 . 議案第 66 号
日程第 24 . 議案第 67 号
日程第 25 . 議案第 68 号
日程第 26 . 議案第 69 号
日程第 27 . 議案第 70 号
日程第 28 . 認定第 1 号
日程第 29 . 認定第 2 号
日程第 30 . 認定第 3 号

富永豊議長

日程第 8、同意第 2 号農業委員会委員の任命についてから日程第 30、認定第 3 号平成 28 年度山県郡西部衛生組合歳入歳出の決算の認定についてまでの 23 件を一括議題とします。提出者からの提案理由の説明を求めます。はい、町長。

小坂眞治町長

はい、同意 2 号から同意 11 号につきまして説明をいたします。農業委員会の任命でございます。本年 9 月 30 日で任期満了となります安芸太田町農業委員会委員の 10 人の方を任命したいので農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。続きまして承認第 3 号専決処分の承認についてご説明をいたします。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしました交通事故の和解及び損害賠償額の決定につきまして同法同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。議案第 62 号安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更につきましてご説明をいたします。本年度予算におきまして広島市安佐北消防署安芸太田町出張所に配備される高規格救急車更新に伴う町負担金及び生涯活躍のまち加計拠点整備事業について過疎債を財源とするため必要となる計画変更につきまして過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。議案第 63 号工事請負契約の変更について、町道船場来見線船場隧道補修工事につきましてご説明を申し上げます。本年度安芸太田町一般会計予算で実施しております町道船場来見線船場隧道補修工事につきまして、契約を変更したいので安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第 64 号財産の無償譲渡について説明をいたします。旧松原小学校小坂分校校舎につきまして、地元公共団体であります小坂振興会に無償譲渡をしたいので地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第 65 号安芸太田町民スポーツ広場条例の一部改正についてご説明いたします。旧松原小学校小坂分校を小坂振興会に無償譲渡することに伴い一体的な施設であります小坂スポーツ広場につきまして小坂振興会に普通財産として無償貸借したいので条例を一部改正することについて議会の議決を求めるものでございます。議案第 66 号平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明をいたします。この補正につきまして、歳入歳出それぞれ 2 億 3,988 万 2 千円の増額を定めるものでございます。補正の内容につきまして、歳入において浄化槽汚泥処理手数料、財政調整基金繰入金の減と平成 28 年度の決算に伴う繰越金、災害復旧費国庫負担金、同県費補助金、補助裏の町債の増が主なものでございます。歳出におきましては総務費が職員給与費の共済費について追加費用の確定に伴う増、庁舎管理事業におきまして建物改修や電源変換工事で発生をいたしました PCB を含有する変圧器及び安定器の処分に伴う委託料、前年度繰越金の整理に伴う積立金の増、民生費におきましては筒賀高齢者福祉センターひまわり公衆浴場設備修繕に伴う修繕料の増。衛生費では、ごみし尿処理管理事業の委託料の増。商工費では農山村振興交付金の交付決定による貸付金、観光施設修

繕費の増、消防費では消防団員の上下作業服購入費、消防屯所などの消防設備整備事業補助金の増、教育費では小学校費の加計小学校渡り廊下設置工事による増、災害復旧費では7月4日から5日の大雨により被災しました町道河川農地農業用施設、林業施設の復旧に係る工事費増が主なものでございます。議案第67号安芸太田町、ごめんなさい、平成29年度安芸太田町国民保険事業特別会計補正予算(1号)についてご説明をいたします。今回の補正は前年度繰越金の整理に係る国民健康保険基金積立金の増、及び前年度事業の精算に伴う療養給付費負担金と償還金の増が主なものでございます。議案第68号平成29年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(1号)についてご説明を申し上げます。今回の補正は介護保険法の一部改正に伴うシステム改修にかかる委託料の増、前年度繰越金の整理に係る介護給付費準備基金積立金の増、及び前年度事業の精算に伴う介護給付費負担金償還金の増が主なものでございます。続きまして議案第69号平成29年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。今回の補正は前年度繰越金の整理に係る簡易水道事業基金積立金の増及び堀江地区配水池テレメーター故障に伴う修繕費の増が主なものでございます。議案第70号平成29年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。今回の補正は搬出間伐事業の補助事業変更と事業量の増加による立木売却収入の増とそれに伴う県補助金と筒賀財産区管理基金繰入金金の減が主なものでございます。認定第1号平成28年度歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。平成28年度歳入歳出決算の認定につきましては地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付すとともに同条第2項の規定により主要施策の成果に関する調書をつけて平成28年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算のほか8つの特別会計の歳入歳出決算について議会の認定に付するものでございます。認定第2号平成28年度安芸太田町病院事業会計決算の認定につきまして。平成28年度安芸太田町病院事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付すとともに同条第6項の規定により事業報告書を付して議会の認定に付すものでございます。認定第3号平成28年度山県郡西部衛生組合歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。平成28年度山県郡西部衛生組合歳入歳出決算の認定につきましては、平成29年3月末をもって解散した、同組合の解散処理について、協議により安芸太田町において決算の認定及び審査を行うこととされているため地方自治法第292条において準用される同法施行規則、第5条第3項、施行令第5条第3項の規定により、監査委員の意見を付すとともに事業報告書を付して議会の認定に付すものでございます。詳細につきましては担当課長の方よりご説明を申し上げます。

富永豊議長

これで提出者の提案理由の説明を終わります。以上提出議案については後日詳細説明、審議、採決を行います。本日の日程は以上で全部終了しました。本日はこれで散会します。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同互礼。

午後0時2分散会